様式第１－１（日本産業規格Ａ列４番）

４亀山市地域公共交通会議第３号

令　和　4　年　6　月　28　日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称　亀山市地域公共交通会議
住　　所　亀山市本丸町５７７番地
代表者氏名　会長　　山　本　伸　治

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

別　紙

令和４年６月２８日

（名称）亀山市地域公共交通会議

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

亀山市では、平成２９年度からの「第２次亀山市総合計画」において、亀山市のまちづくりの将来像として掲げる「歴史・ひと・自然が心地よい緑の健都 かめやま」に向けた取組を進めていくこととしており、本市が目指すべき姿の実現に向けて、公共交通が果たすべき役割を整理し、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能し、持続可能な公共交通ネットワークの形成を目指している。

亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通網形成計画、平成２９年１０月策定）では、「市民生活に必要な公共交通が効率的・効果的に確保され、安全・安心で健やかに生活できるまち」を目標に、これまでの「地域生活交通の再編方針（平成１９年１月策定）」や「亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通連携計画、平成２５年４月策定）」を継承しながら、持続可能な公共交通体系の構築に向けた取組を行ってきた。

この計画は、令和4年3月に計画期間終了となったが、令和4年6月に新たに策定した亀山市地域公共交通計画において、前計画の目標を継承し、鉄道、バス及びタクシーなど本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークを形成し、子どもから高齢者まで全ての人が、身近な公共交通を利用して自由に移動できるまちを目指すこととしている。

この地域公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークの形成の実現に向けては、前計画を踏まえて各バス路線の役割と確保すべきサービス水準を明確にするとともに、維持していくための主体を明確に位置付け実施している。

また、下記のバス路線（東部ルート・南部ルート・西部ルート）は、鉄道駅及び幹線的バスへの支線としての役割を果たしている。

（東部ルートについて）

廃止代替バス路線であった亀山長沢線の運行終了に伴い、平成20年11月から川崎地区方面と亀山駅を結ぶ亀山市コミュニティ系バス路線（東部ルート）として、移動困難者の日常生活における最低限度の移動性の確保・維持することを目的に運行を行ってきた。

一方、平成24年3月に当該地域の最寄駅であるJR井田川駅の駅前整備が完了し、バスの乗入れが可能となったことから、当該地域からJR井田川駅へのバスでの移動需要が高まってきた。こうした状況を踏まえ、前亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通網形成計画、平成２９年１０月策定）では、営業路線バス等の幹線的バスが運行されていない川崎地区方面において、新たにJR井田川駅へのアクセスを確保することを含むバス路線再編を位置づけ、移動困難者を中心とする地域住民の交通手段を確保・維持するため、平成27年10月に再編実施したものである。

（南部ルートについて）

廃止代替バス路線であった白子亀山線の運行終了に伴い、平成17年10月から事前予約制施設送迎サービスの弾力的な運行を行い、平成20年11月から昼生地区方面と亀山駅を結ぶ亀山市コミュニティ系バス路線（南部ルート）として、移動困難者の日常生活における最低限度の移動性の確保・維持することを目的に運行を行ってきた。

平成27年10月の東部ルート再編に伴い、１台の車両を使用した東部ルート・南部ルートの相互運行が解消されたことから、幹線的バスへの接続など柔軟なダイヤ編成が可能となった。こうした状況を踏まえ、前亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通網形成計画、平成２９年１０月策定）では、効率的な運行を行うために廃止代替路線亀山

椋本線との重複運行を解消し、公共交通不便地域を含む集落が分散立地していることから、地域特性を踏まえた交通サービスを見直すことを路線再編に位置付けた。

そこで、新たに御幸町、池の側、市役所前、ふれあい広場前、東町、亀山高校西を停車する経路見直しや増便等により、市街地から離れた地域からの移動困難者を中心とする地域住民の交通手段を確保・維持するだけでなく、地域ニーズに的確に対応するために次の３点について大幅なサービス改善を図り、平成28年10月に再編実施したものである。

〇通院需要への対応

昼生地区では3人に１人が65歳を超えており、市内でも高齢化率が高く通院需要が高い地域である。新たに停車するバス停を含めた経路は病院集積地を経由するものであり、更に亀山駅で接続する幹線系統に乗り継ぐことにより、隣接市の総合病院への通院も可能となり通院需要に的確に応えるものである。

〇通学需要への対応

昼生地域は、中学校の遠距離通学地指定地区を含んでおり、また、起伏に富む地形の特徴から通学環境が厳しい地域である。市街地から遠く離れた地域から、中学校、高校などへの通学利用が可能となる経路及びダイヤであるため、通学需要に的確に応えるものである。

〇買物需要への対応

昼生地域は、地域住民の買物需要への対応が困難な地域である。生活必需品や付近に飲食店が集積するエコータウンへの乗入れ回数を倍増させただけでなく、午前、午後の往復や正午を挟んだ往復も可能となるなど利便性を著しく向上させた。更に、幹線系統に乗り継ぐことにより、隣接市の大型ショッピングセンターへの移動も可能となるなど地域の買物需要に的確に応えるものである。

（西部ルートについて）

廃止代替バス路線であった亀山坂下線及びコミュニティ系バス路線であった関地区巡回バスの運行終了に伴い、平成19年12月から坂下地区方面と総合保健福祉センターを結ぶ亀山市コミュニティ系バス路線（西部Aルート）として、福祉・医療目的の需要を主体とした市中心部への直接的なアクセスの確保、また、坂下地区においては、関駅から離れた山間部の交通不便地域であり、高齢化率も高いことから、最寄駅（関駅）への交通アクセスを最低限度確保することを目的に運行を行ってきた。

一方、神辺地区については、再編前の当該路線が地区内の幹線道路を通過するのみで、バス停留所も存在せず、神辺地区内の大部分が公共交通不便地域であった。また、東海道五十三次の坂下宿や東海自然歩道を訪れる観光客の交通手段を確保する必要があったが、当該路線は坂下地区住民の移動需要に対応したダイヤであったため、観光需要に対応していなかった。

こうした状況を踏まえ、前亀山市地域公共交通計画（亀山市地域公共交通網形成計画、平成２９年１０月策定）では、神辺地区内の交通不便地域の解消だけでなく、坂下地区への観光需要にも対応することをバス路線再編に位置付け、効率的・効果的な運行を行うことにより、地域住民や観光客の交通手段を確保・維持するため、平成29年10月に再編実施したものである。

別　紙

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

（東部ルート）

令和３年度（バス会計年度、令和２年10月～令和３年９月）はコロナ禍以前の令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和１年９月）と比較し、総利用者数は15.9%減で平均乗車人員１便当たり利用者数も0.7人減となった。これは、平成27年10月のルート再編から６年が経過し、バス路線自体が地域に定着してきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者数が減少した。そのため、今後も感染防止対策を十分実施するとともに、関係地域と連携して利用促進啓発を展開する。

このことから、１便当たりの利用者数という目標値だけでなく総利用者数の目標値を設定し、令和５年度～令和７年度については、コロナ禍以前の利用者数以上を基本目標とし、総利用者数及び平均乗車人員１便当たり利用者数共に令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和１年９月）と比較し100パーセント以上（総利用者数9,285人以上、平均乗車人員１便当たり利用者数4.0人以上）を目標とする。

（南部ルート）

令和３年度（バス会計年度、令和２年10月～令和３年９月）はコロナ禍以前の令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和１年９月）と比較し、総利用者数は13.1%減で平均乗車人員１便当たり利用者数も0.4人減となった。これは、平成28年10月のルート再編から５年が経過し、地域に認識され、定着しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者数が減少した。そのため、今後も感染防止対策を十分実施するとともに、関係地域と連携して利用促進啓発を展開する。

このことから、１便当たりの利用者数という目標値だけでなく総利用者数の目標値を設定し、令和５年度～令和７年度については、コロナ禍以前の利用者数以上を基本目標とし、総利用者数及び平均乗車人員１便当たり利用者数共に令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和１年９月）と比較し100パーセント以上（総利用者数9,453人以上、平均乗車人員１便当たり利用者数2.7人以上）を目標とする。

（西部ルート）

令和３年度（バス会計年度、令和２年10月～令和３年９月）はコロナ禍以前の令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和１年９月）と比較し、総利用者数は24.9%減で平均乗車人員１便当たり利用者数も0.7人減となった。これは、平成29年10月のルート再編から４年が経過し、地域に認識され、定着しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利用者数が減少した。そのため、今後も感染防止対策を十分実施するとともに、関係地域と連携して利用促進啓発を展開する。

このことから、１便当たりの利用者数という目標値だけでなく総利用者数の目標値を設定し、令和５年度～令和７年度については、コロナ禍以前の利用者数以上を基本目標とし、総利用者数及び平均乗車人員１便当たり利用者数共に令和元年度（バス会計年度、平成30年10月～令和１年９月）と比較し100パーセント以上（総利用者数7,716人以上、平均乗車人員１便当たり利用者数2.7人以上）を目標とする。

（特記事項）

新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、目標値を下回る可能性がある。

（２）事業の効果

営業路線バス等の幹線的バスが運行されていない地域において、他路線のバスや鉄道など公共交通へのアクセスや市中心部への交通手段を確保することにより、移動困難者を中心とする地域住民が通学、通院、買物等市民生活に必要なサービスを享受することができる。

別　紙

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

	目的を達成するための事業	実施主体
東部ルート	・継続運行及びサービス水準の維持。 ・関係地域まちづくり協議会と定期的に協議を実施し、路線利用状況把握。	亀山市 バス運行事業者 地域
南部ルート	・継続運行及びサービス水準の維持。 ・関係地域まちづくり協議会と定期的に協議を実施し、路線利用状況把握。	亀山市 バス運行事業者 地域
西部ルート	・継続運行及びサービス水準の維持。 ・関係地域まちづくり協議会と定期的に協議を実施し、路線利用状況把握。	亀山市 バス運行事業者 地域
利用促進 啓発活動	・新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の徹底による安全性のＰＲ活動。 ・子どもや高齢者向けのバスの乗り方教室の開催及び子ども会や老人クラブなど地域の団体による路線バスを活用したイベント等の開催（新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、内容を変更する可能性がある）。 ・市のイベント時におけるバス利用促進啓発活動や商業振興等の関係団体と連携したバス利用促進啓発活動の実施。 ・隣接市（津市・鈴鹿市）及びバス運行事業者と連携して、利用促進啓発活動の実施。 ・交通系ＩＣカードを活用した利用促進策の実施。	亀山市 三重県 隣接市 （津市・鈴鹿市） バス運行事業者 地域 関係団体

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付。

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

亀山市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

バス事業者からの利用者数報告を昨年同月比やコロナ禍以前の同月比と対比させながらモニタリングを行い、その結果を基に地域まちづくり協議会と意見交換を行い、効果を測定する。

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

別　紙

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論

別　紙

・平成２７年６月４日　（平成２７年度第１回亀山市地域公共交通会議）
　川崎地区方面の運行計画（案）について　協議
・平成２７年６月２６日　（平成２７年度第２回亀山市地域公共交通会議）
　川崎地区方面の運行計画（案）について　協議・承認
　亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について　協議・承認
・平成２８年６月１日（平成２８年度第２回亀山市地域公共交通会議）
　昼生地区方面の運行計画（案）について　協議
・平成２８年６月２８日（平成２８年度第３回亀山市地域公共交通会議）
　昼生地区方面の運行計画（案）について　協議・承認
　亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について　協議・承認
・平成２８年１１月１６日（平成２８年度第４回亀山市地域公共交通会議）
　西部Ａルートの再編（案）について　協議
　乗合タクシーについて　協議
・平成２９年２月２２日（平成２８年度第６回亀山市地域公共交通会議）
　乗合タクシーについて　協議
・平成２９年６月１日（平成２９年度第２回亀山市地域公共交通会議）
　西部Ａルートの再編（案）について　協議・承認
　乗合タクシーについて　協議
・平成２９年６月２６日（平成２９年度第３回亀山市地域公共交通会議）
　乗合タクシーについて　協議・承認
　亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について　協議・承認
・平成２９年１０月１１日（平成２９年度第５回亀山市地域公共交通会議）
　亀山市地域公共交通計画の策定について　協議・承認
　亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について　協議・承認
　乗合タクシーについて　協議・承認
・平成３０年４月２４日（平成３０年度第１回亀山市地域公共交通会議）
　平成２９年度亀山市地域公共交通事業評価
・平成３０年６月２９日（平成３０年度第２回亀山市地域公共交通会議）
　亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について　協議・承認（書面決議）
・平成３１年１月７日（平成３０年度第４回亀山市地域公共交通会議）
　再編路線等の状況及び検証等について
・令和元年６月２４日（令和元年度第３回亀山市地域公共交通会議）
　亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について　協議・承認
・令和２年１月７日（令和元年度第６回亀山市地域公共交通会議）
　再編路線等の状況及び検証等について
・令和２年６月２６日（令和２年度第２回亀山市地域公共交通会議）
　亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について　協議・承認
・令和２年８月２６日（令和２年度第３回亀山市地域公共交通会議）
　バス運賃体系の見直しについて　協議
　野登・白川地区自主運行バス路線の再編について　協議
・令和２年１０月２２日（令和２年度第４回亀山市地域公共交通会議）
　バス運賃体系の見直しについて　協議
　野登・白川地区自主運行バス路線の再編について　協議
・令和２年１２月１日（令和２年度第５回亀山市地域公共交通会議）
　バス運賃体系の見直しについて　協議・承認
　野登・白川地区自主運行バス路線の再編について　協議
　再編路線等の状況及び検証等について
・令和３年１月１９日（令和２年度第６回亀山市地域公共交通会議）
　野登・白川地区自主運行バス路線の再編について　協議・承認
・令和３年６月２８日（令和３年度第２回亀山市地域公共交通会議）
　亀山市地域内フィーダー系統確保維持計画について　協議・承認

・令和３年１１月２９日（令和３年度第３回亀山市地域公共交通会議）
　地域公共交通計画策定について　　協議
・令和４年２月９日（令和３年度第４回亀山市地域公共交通会議）
　地域公共交通計画策定について　　協議
・令和４年３月７日（令和３年度第５回亀山市地域公共交通会議）
　地域公共交通計画（最終案）について　　協議
・令和４年６月２８日（令和４年度第１回亀山市地域公共交通会議）
　亀山市地域公共交通計画について　協議・承認

19. 利用者等の意見の反映状況

亀山市地域公共交通会議には、市民代表の委員が 6 人含まれているほか、当該運行に関係する地域まちづくり協議会において協議を行っている。

路線再編にあたっては、関係地区の地域まちづくり協議会の意見を踏まえ、充分な協議を行った上で、ルート及びダイヤの設定を行っている。再編後についても地域まちづくり協議会と報告・連絡の会議を実施し、再編後の利用状況の報告・課題・利用促進策等を協議し、連携、情報共有している。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）三重県亀山市本丸町 577
（所　属）亀山市政策部政策推進課交通政策グループ
（氏　名）花岡　大輝
（電　話）0595-84-5066
（e-mail）kotsu@city.kameyama.mie.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R05年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
亀山市	三重交通株式会社	(1)　東部ルート	のぼのの森公園	原四ツ辻八島橋東	井田川駅	往11.6km 復11.6km	296	296		路線定期	①	停留所「井田川駅」にて、地域間幹線系統「亀山みずほ台線」と接続	③
	三重交通株式会社	(2)　南部ルート	下庄駅		亀山駅前	往10.8km 復10.8km	296	444		路線定期	①	停留所「亀山駅前」にて、地域間幹線系統「亀山みずほ台線」「亀山椋本線」「平田亀山(A)線」「平田亀山(B)線」と接続	③
	三重交通株式会社	(3)　南部ルート	弘法寺		亀山駅前	往15.4km 復15.7km	296	1,184		路線定期	①	停留所「亀山駅前」にて、地域間幹線系統「亀山みずほ台線」「亀山椋本線」「平田亀山(A)線」「平田亀山(B)線」と接続	③
	三重交通株式会社	(4)　西部ルート	伊勢坂下	会下・木下	総合保健福祉センター前	往18.6km 復18.6km	296	592		路線定期	②(1)	山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村を通り、「関駅」でJR関西本線と接続	③
		(5)				往　km 復　km	日	回					

（注）

1．区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

2．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3．「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。

4．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

5．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

6．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

7．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表１　添付書類

申請番号１　東部ルート

１－１　時刻表　　（運行日：日・祝日・1/1～1/3 を除く全日）

No	停留所	第1便	…	第8便
32	井田川駅	7:16		17:40
31	井田川駅西	7:14		17:42
30	みどり町	7:13		17:43
28	田村公民館	7:11		17:45
29	長明寺口	7:10		17:46
12	みずきが丘	7:07		17:49
13	北東分署前	7:06		17:50
14	安楽橋	7:05		17:51
15	八島橋東	7:03		17:53
17	川崎	7:02		17:54
19	徳原	7:01		17:55
20	原四ツ辻	6:58		17:58
21	のぼの北	6:55		18:01
22	のぼの東	6:53		18:03
23	能褒野変電所前	6:52		18:04
25	川崎駐在所前	6:51		18:05
26	のぼのの森公園	6:50		18:06

１－２　路線図

１－３　幹線系統等の接続

第１便

東部ルート のぼのの森公園　→　井田川駅 6:50 発　　7:16 着

⇒⇒⇒　　鉄道（JR 井田川）

関西本線（名古屋方面）　7:23 発

関西本線（亀山方面）　　7:23 発

第８便

鉄道（JR 井田川）

関西本線（名古屋方面）　　17：29 着

関西本線（亀山方面）　　17：28 着

バス

亀山みずほ台線（亀山駅行き）　16：58 着

⇒⇒⇒

東部ルート 井田川駅　→　のぼのの森公園 17:40 発　　18:06 着

表１　添付書類

申請番号２　南部ルート

２－１　時刻表（運行日：日・祝日・1/1～1/3 を除く全日）

No	停留所	第2便	・・・	第11便	第12便
1	亀山駅前	8:06		18:11	18:15
2	御幸町	8:05		18:10	18:16
3	池の側	8:04		18:09	18:17
4	市役所前	8:04		18:09	18:17
5	ふれあい広場前	8:03		18:08	18:18
6	東町	8:02		18:07	18:19
7	亀山高校西	8:01		18:06	18:20
8	郵便局前	‖		‖	‖
9	エコータウン	‖		‖	‖
10	鹿島	‖		‖	‖
11	阿野田	7:58		18:03	18:23
12	阿野田口	7:57		18:02	18:24
13	二本松	7:55		18:00	18:26
14	二本松団地	‖		‖	‖
15	神向谷	7:53		17:58	18:28
16	神向谷南	7:53		17:58	18:28
17	農協昼生出張所前	7:51		17:56	18:30
18	中庄	7:50		17:55	18:31
19	三寺東	7:49		17:54	‖
20	三寺	7:48		17:53	18:33
19	三寺東	‖		‖	18:34
18	中庄	7:46		17:51	18:35
17	農協昼生出張所前	7:45		17:50	18:36
21	昼生地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	‖		‖	‖
22	平田	7:43		17:48	18:38
23	下庄	7:42		17:47	18:39
24	松阪	7:42		17:47	18:39
25	下庄駅	7:40		17:45	18:41

２－２　路線図

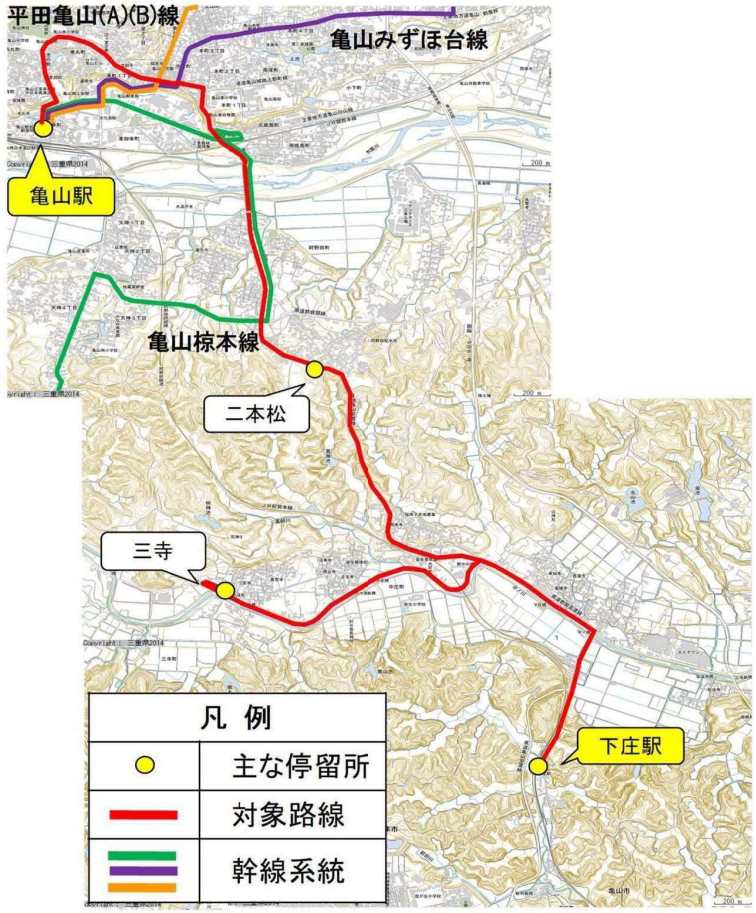

２－３　幹線系統等の接続

第２便

南部ルート
下庄駅　→　亀山駅前
7:40 発　　8:06 着

⇒⇒⇒　バス
亀山国府線　8:36 発
鉄道
紀勢本線　8:23 発
関西本線（名古屋方面）　8:26 発

第１１便

鉄道
紀勢本線（下庄駅）　17:33 着

⇒⇒⇒

南部ルート
下庄駅　→　亀山駅前
17:45 発　　18:11 着

⇒⇒⇒　バス
亀山椋本線　18:37 発
亀山みずほ台線　18:40 発

第１２便

バス
亀山椋本線　17:32 着
亀山国府線　17:48 着
鉄道
関西本線（加茂方面）　17:36 着
紀勢本線　17:41 着
関西本線（名古屋方面）　18:07 着

⇒⇒⇒

南部ルート
亀山駅前　→　下庄駅
18:15 発　　18:41 着

表１　添付書類

申請番号３南部ルート

３－１　時刻表（運行日：日・祝日・1/1～1/3 を除く全日）

No	停留所	第3便	第4便	第5便	第6便	第7便	第8便	第9便	第10便
1	亀山駅前	8:59	9:15	10:41	11:30	12:53	13:20	14:51	16:35
2	御幸町	8:58	9:16	10:40	11:31	12:52	13:21	14:50	16:36
3	池の側	8:57	9:17	10:39	11:32	12:51	13:22	14:49	16:37
4	市役所前	8:57	9:17	10:39	11:32	12:51	13:22	14:49	16:37
5	ふれあい広場前	8:56	9:18	10:38	11:33	12:50	13:23	14:48	16:38
6	東町	‖	‖	‖	‖	‖	‖	‖	‖
7	亀山高校西	‖	‖	‖	‖	‖	‖	‖	‖
8	郵便局前	8:54	9:20	10:36	11:35	12:48	13:25	14:46	16:40
9	エコータウン	8:52	9:22	10:34	11:37	12:46	13:27	14:44	16:42
10	鹿島	8:50	9:24	10:32	11:39	12:44	13:29	14:42	16:44
11	阿野田	8:48	9:26	10:30	11:41	12:42	13:31	14:40	16:46
12	阿野田口	8:47	9:27	10:29	11:42	12:41	13:32	14:39	16:47
13	二本松	‖	‖	‖	‖	‖	‖	‖	‖
14	二本松団地	8:45	9:29	10:27	11:44	12:39	13:34	14:37	16:49
15	神向谷	8:42	9:32	10:24	11:47	12:36	13:37	14:34	16:52
16	神向谷南	8:42	9:32	10:24	11:47	12:36	13:37	14:34	16:52
17	農協昼生出張所前	8:40	9:34	10:22	11:49	12:34	13:39	14:32	16:54
18	中庄	8:39	9:35	10:21	11:50	12:33	13:40	14:31	16:55
19	三寺東	8:38	‖	10:20	‖	12:32	‖	14:30	‖
20	三寺	8:37	9:37	10:19	11:52	12:31	13:42	14:29	16:57
19	三寺東	‖	9:38	‖	11:53	‖	13:43	‖	16:58
18	中庄	8:35	9:39	10:17	11:54	12:29	13:44	14:27	16:59
17	農協昼生出張所前	8:34	9:40	10:16	11:55	12:28	13:45	14:26	17:00
21	昼生地区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	‖	‖	10:13	11:58	‖	13:48	14:23	‖
22	平田	8:32	9:42	10:11	12:00	12:26	13:50	14:21	17:02
23	下庄	8:31	9:43	10:10	12:01	12:25	13:51	14:20	17:03
24	松阪	8:31	9:43	10:10	12:01	12:25	13:51	14:20	17:03
25	下庄駅	‖	‖	‖	‖	‖	‖	‖	‖
26	下庄駅口	8:29	9:45	10:08	12:03	12:23	13:53	14:18	17:05
27	出屋	8:28	9:46	10:07	12:04	12:22	13:54	14:17	17:06
28	出屋公民館前	8:27	9:47	10:06	12:05	12:21	13:55	14:16	17:07
24	松阪	8:23	9:51	10:02	12:09	12:17	13:59	14:12	17:11
29	弘法寺	8:21	9:53	10:00	12:11	12:15	14:01	14:10	17:13

３－２　路線図

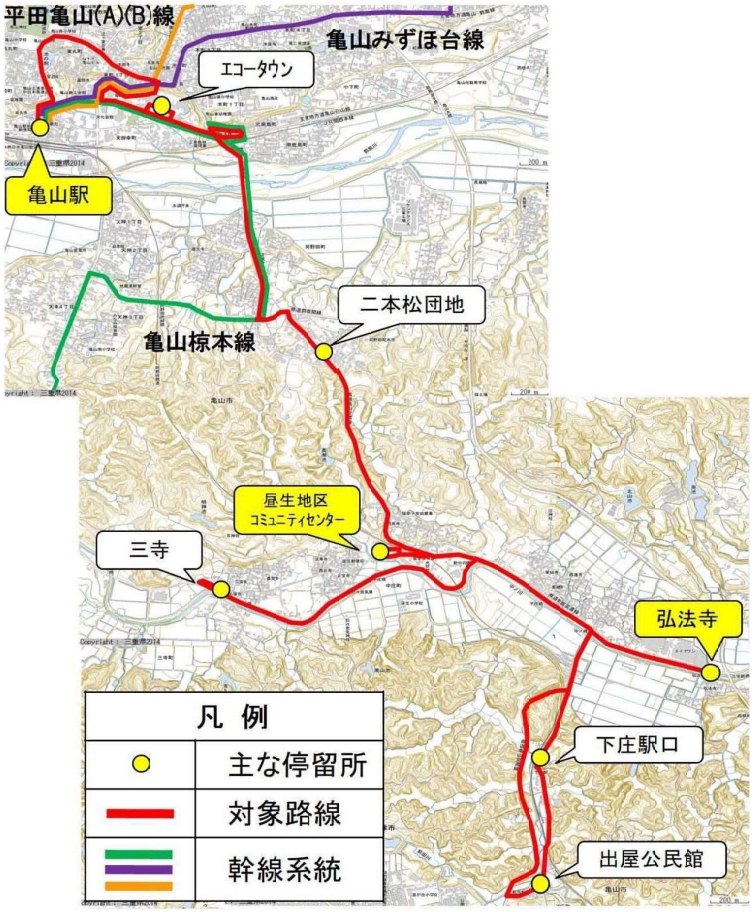

３－３　幹線系統等の接続

第３便

南部ルート
弘法寺　→　亀山駅前
8:21 発　　8:59 着

⇒⇒⇒　バス
亀山みずほ台線　9:04 発
鉄道
関西本線（加茂方面）　9:09 発
紀勢本線　9:23 発
関西本線（名古屋方面）　9:24 発

第４便

バス
亀山椋本線　8:20 着
亀山国府線　8:25 着
亀山みずほ台線　8:42 着

⇒⇒⇒

南部ルート
亀山駅前　→　弘法寺
9:15 発　　9:53 着

第５便

南部ルート
弘法寺　→　亀山駅前
10:00 発　　10:41 着

⇒⇒⇒　バス
亀山みずほ台線　10:50 発
亀山国府線　11:32 発
亀山椋本線　11:36 発
鉄道
関西本線（加茂方面）　11:14 発
紀勢本線　11:16 発
関西本線（名古屋方面）　11:24 発

第６便

バス
亀山みずほ台線　10:34 着
亀山椋本線　10:41 着
亀山国府線　11:14 着

⇒⇒⇒

南部ルート
亀山駅前　→　弘法寺
11:30 発　　12:11 着

第７便

南部ルート
弘法寺　→　亀山駅前
12:15　　12:53 着

⇒⇒⇒　バス

亀山みずほ台線	13:00 発
亀山国府線	13:15 発
亀山椋本線	13:38 発

鉄道

関西本線（加茂方面）	13:14 発
紀勢本線	13:16 発
関西本線（名古屋方面）	13:24 発

第８便

バス

亀山国府線	12:43 着

鉄道

紀勢本線	12:53 着
関西本線（加茂方面）	13:05 着
関西本線（名古屋方面）	13:09 着

⇒⇒⇒

南部ルート
亀山駅前　→　弘法寺
13:20 発　　14:01 着

第９便

南部ルート
弘法寺　→　亀山駅前
14:10 発　　14:51 着

⇒⇒⇒　バス

亀山国府線	15:45 発
亀山椋本線	15:46 発

第１０便

バス

亀山みずほ台線	16:29 着

鉄道

関西本線（加茂方面）	16:05 着
関西本線（名古屋方面）	16:08 着
紀勢本線	16:28 着

⇒⇒⇒

南部ルート
亀山駅前　→　弘法寺
16:35 発　　17:13 着

表1　添付資料

申請番号(2)　南部ルートの経路長

新規系統:10．8km(既存系統と重複していない区間　1．2km)

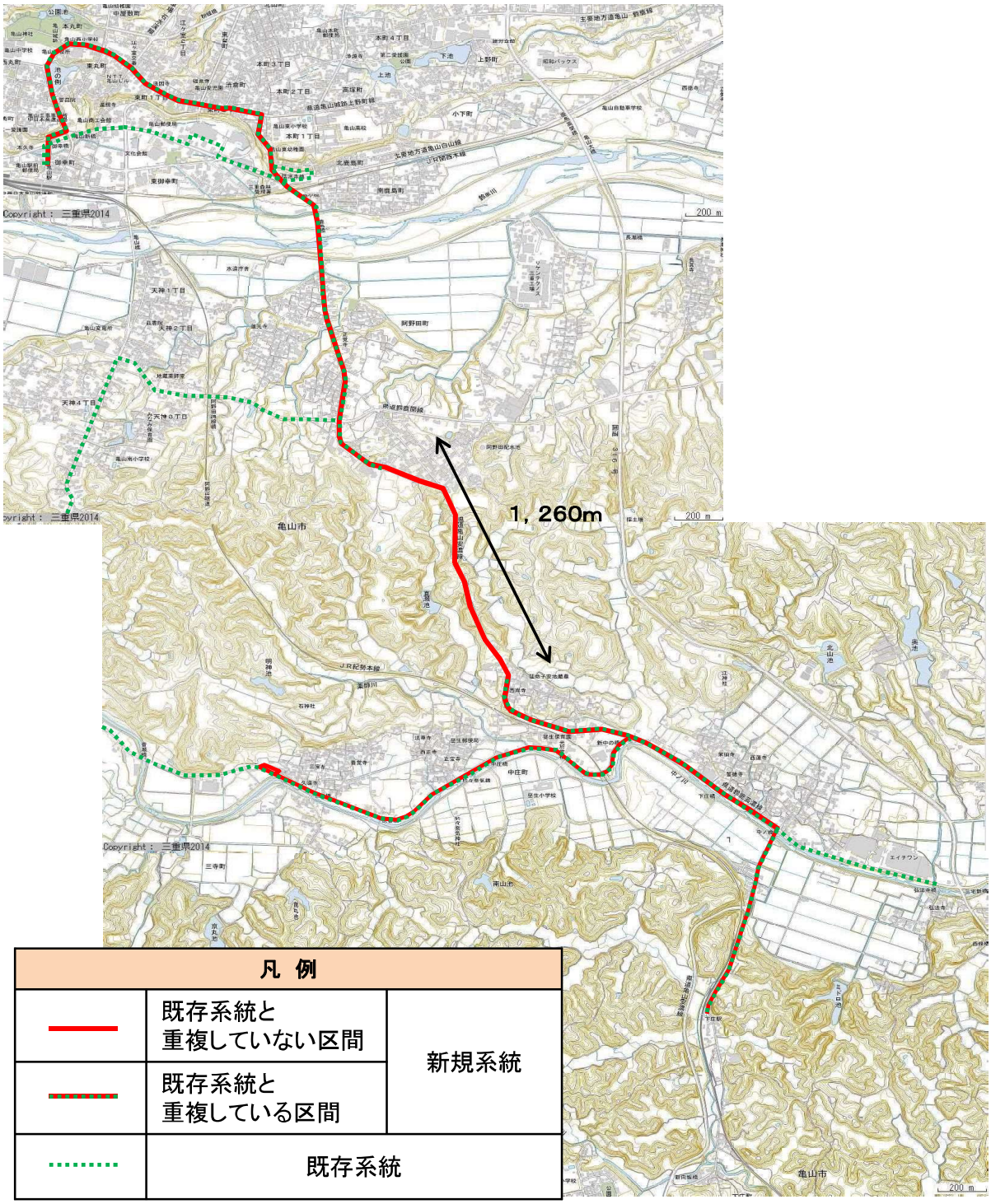

凡　例		
	既存系統と重複していない区間	新規系統
	既存系統と重複している区間	
	既存系統	

表1　添付資料

申請番号（3）　南部ルートの経路長

新規系統：15．6km（既存系統と重複していない区間　4．1km）

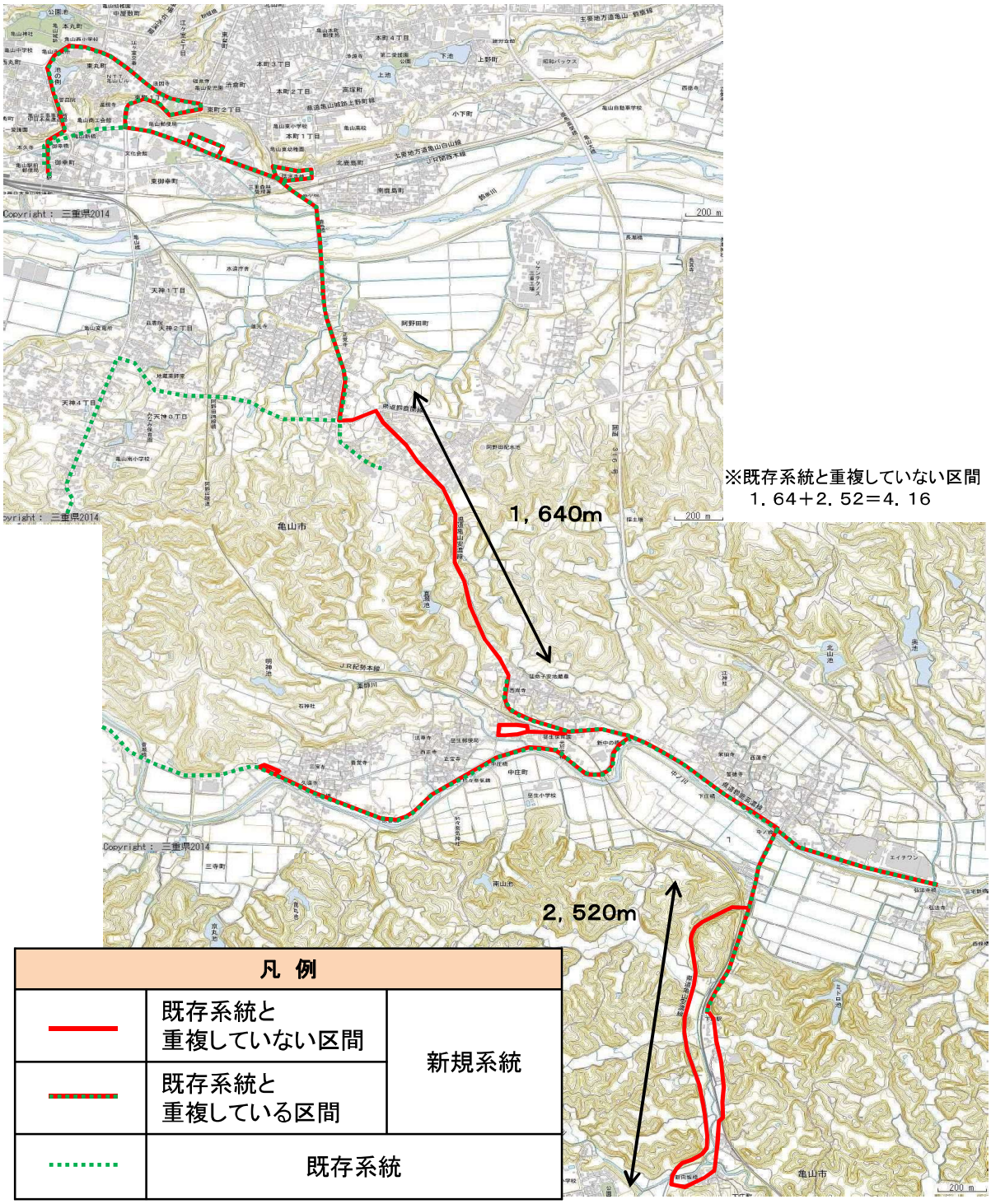

※既存系統と重複していない区間
1．64＋2．52＝4．16

凡　例		
	既存系統と重複していない区間	新規系統
	既存系統と重複している区間	
	既存系統	

表１　添付書類
申請番号４　西部ルート　　４-２　路線図

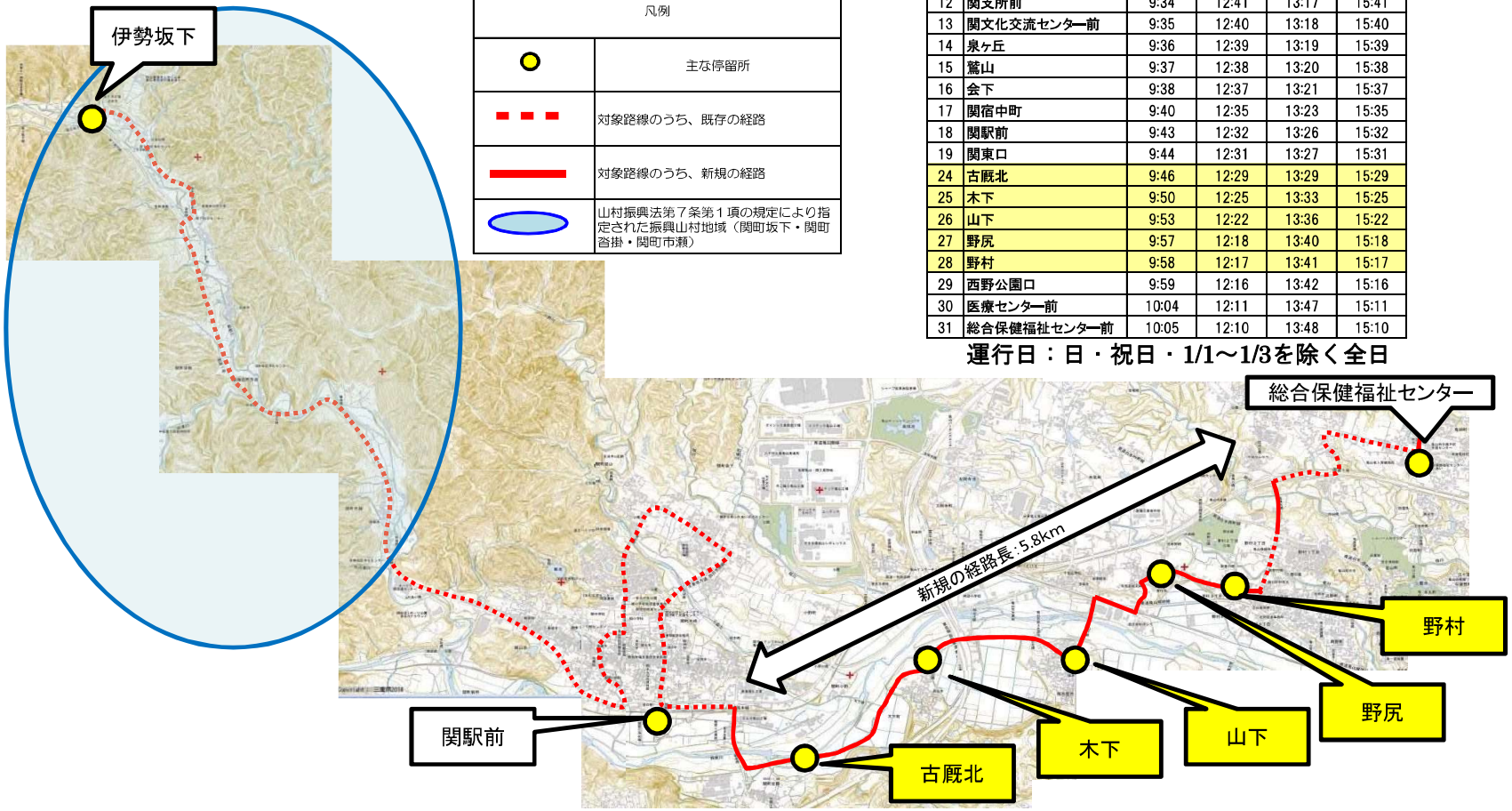

凡例	
●	主な停留所
▬ ▬ ▬	対象路線のうち、既存の経路
▬▬▬	対象路線のうち、新規の経路
⬭	山村振興法第７条第１項の規定により指定された振興山村地域（関町坂下・関町沓掛・関町市瀬）

表１　添付書類
申請番号４　西部ルート　　４-１　時刻表

No	停留所	第3便	第6便	第7便	第8便
1	伊勢坂下	9:20	12:55	13:03	15:55
2	鈴鹿馬子唄会館前	9:22	12:53	13:05	15:53
3	沓掛	9:23	12:52	13:06	15:52
4	楢の木	9:24	12:51	13:07	15:51
5	筆捨山	9:25	12:50	13:08	15:50
6	市瀬	9:27	12:48	13:10	15:48
7	関西口	9:29	12:46	13:12	15:46
8	西の追分	9:30	12:45	13:13	15:45
9	長徳寺前	9:31	12:44	13:14	15:44
10	国道地蔵前	9:31	12:44	13:14	15:44
11	地蔵院前	9:33	12:42	13:16	15:42
12	関支所前	9:34	12:41	13:17	15:41
13	関文化交流センター前	9:35	12:40	13:18	15:40
14	泉ヶ丘	9:36	12:39	13:19	15:39
15	鷲山	9:37	12:38	13:20	15:38
16	会下	9:38	12:37	13:21	15:37
17	関宿中町	9:40	12:35	13:23	15:35
18	関駅前	9:43	12:32	13:26	15:32
19	関東口	9:44	12:31	13:27	15:31
24	古厩北	9:46	12:29	13:29	15:29
25	木下	9:50	12:25	13:33	15:25
26	山下	9:53	12:22	13:36	15:22
27	野尻	9:57	12:18	13:40	15:18
28	野村	9:58	12:17	13:41	15:17
29	西野公園口	9:59	12:16	13:42	15:16
30	医療センター前	10:04	12:11	13:47	15:11
31	総合保健福祉センター前	10:05	12:10	13:48	15:10

運行日：日・祝日・1/1～1/3を除く全日

４－３　幹線系統等の接続

第３便

西部ルート
伊勢坂下　→　総合保健福祉センター
9：20 発　　10：05 着

バス・・・・ＪＲ関駅 9：43 着

⇒⇒⇒　鉄道（JR 関駅）
関西本線（加茂方面）　10：21 発
関西本線（亀山方面）　9：15 着

第６便

西部ルート
総合保健福祉センター　→　伊勢坂下
12：10 発　　12：55 着

バス・・・・ＪＲ関駅 12：32 着

⇒⇒⇒　鉄道（JR 関駅）
関西本線（亀山方面）　12：20 着
関西本線（亀山方面）　12：59 発

第７便

西部ルート
伊勢坂下　→　総合保健福祉センター
13：03 発　　13：48 着

バス・・・・ＪＲ関駅 13：26 着

⇒⇒⇒　鉄道（JR 関駅）
関西本線（加茂方面）　13：20 着
関西本線（亀山方面）　12：59 着
関西本線（亀山方面）　13：59 発

第８便

西部ルート
総合保健福祉センター　→　伊勢坂下
15：10 発　　15：55 着

バス・・・・ＪＲ関駅 15：32 着

⇒⇒⇒　鉄道（JR 関駅）
関西本線（加茂方面）　14：59 着
関西本線（亀山方面）　15：59 発
関西本線（加茂方面）　16：18 発

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	亀山市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	43,579
交通不便地域等	3,920

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
3,920	白木町、小川町、安坂山町、両尾町、辺法寺町、関町坂下、関町沓掛、関町市瀬、関町萩原、関町福徳、加太市場、加太向井、加太梶ヶ坂、加太神武、加太板屋、加太中在家、加太北在家	山村振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
亀山市地域公共交通計画	令和4年6月20日	

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

210 亀 山 市 Kameyama-shi

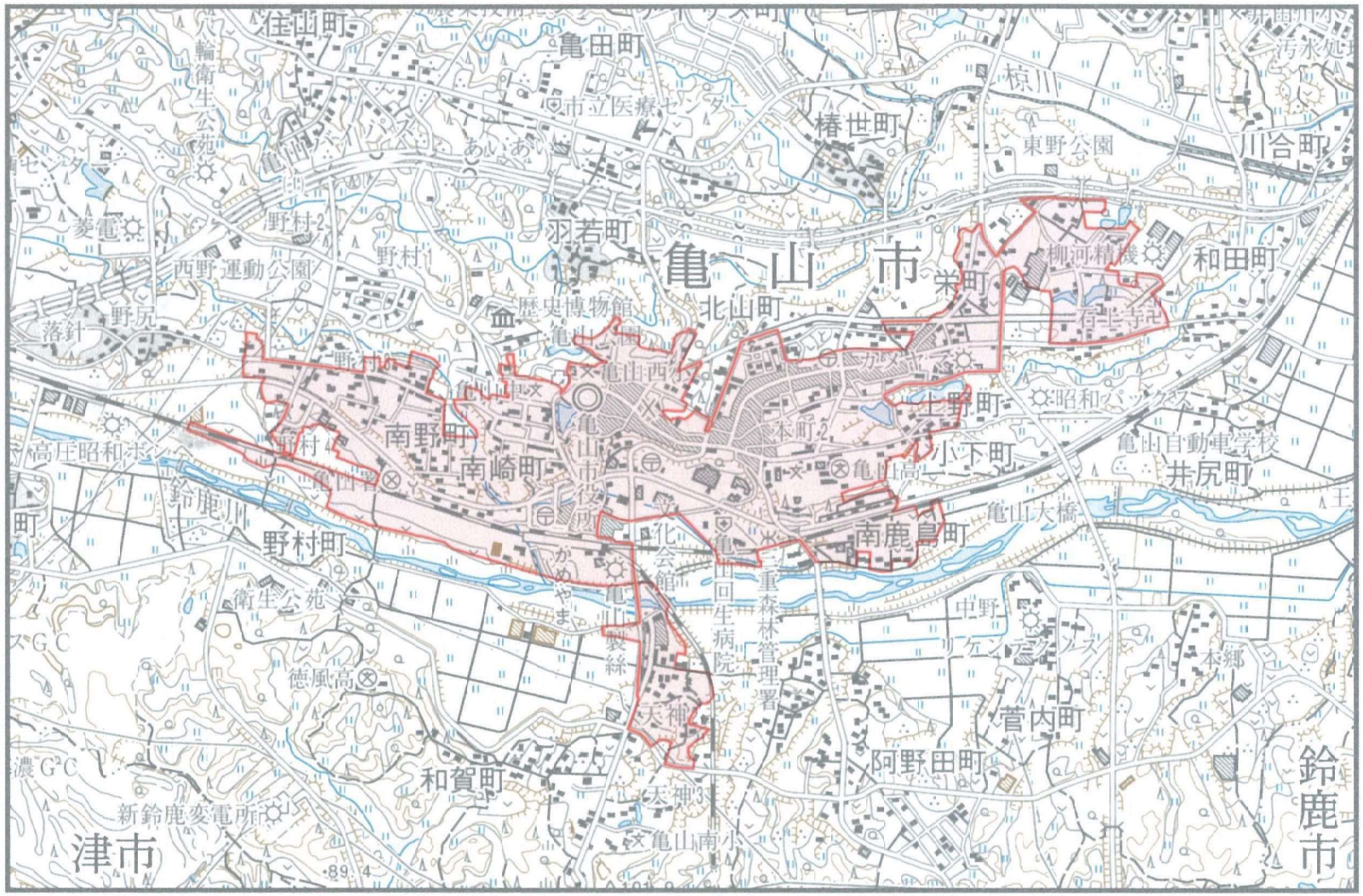

亀山市地域公共交通会議委員

令和４年５月26日現在

役職	選出区分	氏名	性別	委員選出根拠
座長	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科教授	松本　幸正	男	会議規約第４条第１号 学識経験者
副会長	亀山市自治会連合会　顧問	浅野　重信	男	会議規約第４条第２号 市民又は地域公共交通の利用者の代表
	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議　代表	松村　弘光	男	
	亀山市婦人会連絡協議会　副会長	佐野　安子	女	
	亀山市老人クラブ連合会　生活安全部長	佐野　嘉和	男	
監事	亀山市民生委員児童委員協議会連合会　副会長	江藤　清治	男	
	亀山市ＰＴＡ連合会　副会長	藤本　高尚	男	
	公益社団法人三重県バス協会　代表	川端　邦裕	男	会議規約第４条第３号 一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
	一般社団法人三重県タクシー協会　代表	中島　嘉浩	男	
	三重交通労働組合中勢支部　支部長	高橋　克典	男	会議規約第４条第４号 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者
	東海旅客鉄道株式会社　代表	渡邊　良成	男	会議規約第４条第５号 鉄道事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
	西日本旅客鉄道株式会社　代表	兒嶋　一裕	男	
	国土交通省中部運輸局三重運輸支局 首席運輸企画専門官	前葉　光司	男	会議規約第４条第６号 運輸支局長又はその指名する者
監事	三重県　地域連携部交通政策課長	羽田　綾乃	女	会議要綱第４条第７号 三重県（三重県公安委員会を含む。）及び亀山市の職員
	三重県　亀山警察署　交通課長	森本　英幸	男	
	三重県　鈴鹿建設事務所　副所長兼保全室長	大下　賢一	男	
会長	亀山市　副市長	山本　伸治	男	
１７名		（敬称略）		